

自動販売機設置に係る町有財産貸付仕様書

1 貸付物件

物件番号 1～13は飲料用自動販売機とする。

設置する自動販売機は災害時対応型とする。

物件番号	設置場所		設置台数	備考
1	津幡町役場	東棟 1階	1	
2	津幡町役場	西棟 1階	1	
3	あがた公園	南側 機械室裏	1	
4	あがた公園	北側 トイレ横	1	
5	住吉公園	トイレ前	1	
6	新幹線の見える丘公園	トイレ横	1	
7	中条公園	防災備蓄倉庫前	1	
8	文化会館	1階事務所前	1	
9	文化会館	1階事務所前	1	
10	文化会館	1階事務所前	1	
11	文化会館	1階事務所前	1	
12	津幡ふるさと歴史館	歴史館前	1	
13	井上公民館	玄関前	1	
計			13	

2 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（更新なし）

3 貸付面積

別紙、配置詳細図のとおり

※貸付面積には、放射余地・転倒防止・回収ボックス・電力子メーターを含む。

4 貸付料、電気料等

入札公告のとおり

5 設置費用等

自動販売機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び保健所等への届出等の費用は、全て落札者の負担とする。

6 自動販売機設置の基準等

(1) 設置する自動販売機には、販売し管理する会社名又は管理者名の連絡先等を自動販売機前面に明示し、災害時対応型自動販売機であることも明示すること。

- (2) 自動販売機の機種は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー消費効率がよい自動販売機であること。
- (3) 自動販売機窃盗被害の発生防止のため、堅牢化基準による防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。
- (4) 自動販売機を据付ける場合は、JIS規格「自動販売機の据付基準」や業界自主基準「自動販売機の屋内据付基準」等の基準に従い、据付面を十分に確認したうえで、安全板やボルト等を利用して安全に設置すること。また、設置後は安全面に問題がないか定期的に点検すること。

7 維持管理責任等

- (1) 商品の賞味期限に十分注意するとともに、商品補充、在庫管理、金銭管理などを適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する商品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、落札者の責任で回収・リサイクルすること。
- (3) 衛生管理及び感染症対策について、関係法令等を遵守するとともに落札者の従業員に対しその徹底を図り、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- (4) 自動販売機の故障、問い合わせ、苦情等については、速やかに対応すること。

8 使用済容器の回収

- (1) 使用済み容器回収ボックスの素材は、プラスチック製または金属製とする。
- (2) 容積は回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れ、周囲に散乱しない十分な収用容積とする。
- (3) 使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

9 自動販売機の盗難及び破損

- (1) 津幡町の責めによることが明らかな場合を除き、当該自動販売機の盗難及び破損に関して、津幡町は一切の責任を負わない。
- (2) 自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧を行うこと。復旧に要する経費は、落札者が負担すること。

10 原状回復

貸付期間が終了したときは、落札者は速やかに自己の責任において原状に回復して、津幡町の指定する期日までに返還すること。

11 販売商品の種類等

- (1) 物件番号1～13の飲料用自動販売機は、酒類（またはその類似品）を除く飲料とする。飲料用自動販売機については、ペットボトル、カン、紙パック等の密閉式容器とし、紙コップ及びビンは不可とする。
- (2) 価格は、標準販売価格（定価）以下とする。

1.2 災害時における飲料供給

- (1) 津幡町内において、地震、風水害等による大規模な災害が発生し、津幡町災害対策本部が設置された場合には、落札者は自動販売機内在庫品に限り津幡町に無償で提供するものとする。
- (2) 上記に係る取り出し操作は津幡町が行うものとし、そのキースイッチ（2本）は津幡町の責任において管理・保管するものとする。